

令和 7 年度伝統的工芸品産業後継者確保支援事業委託業務仕様書

1 事業の目的

伝統的工芸品は、日本人の生活に根ざした日用品であるが、生活様式の変動のほか、長引く景気低迷や海外からの安価な競合・類似品の流入などの影響を受け、各産地とも厳しい状況となっている。一方で、欧米における「和」の生活様式に対する関心の高まりや、質の高い製品を求めるニーズの高まりにより、伝統的工芸品産業及び伝統的技術・技法は国内外で評価されている。

伝統的技法等を伝承する後継者の確保・育成については、産地組合の多くが取組を実施しているにもかかわらず、その確保は難しく、産地組合にとっても大きな課題となっている。

そこで、伝統的工芸品産地企業の後継者確保を支援するため、伝統的工芸品産業に興味のある学生・社会人を対象にした後継者確保インターンシップを開催し、県内の伝統的工芸品産業の維持・振興につなげる。

2 事業概要

(1) 後継者確保インターンシップ事業説明

対象：伝統的工芸品産地企業等

(2) 後継者確保インターンシップの実施

ア 対象：伝統的工芸品産地企業 2 社

インターンシップ参加者 6 名/1 社 程度

イ 回数：1 泊 2 日のインターンシップ 1 回以上

後継者確保に向けた産地企業のフォローアップ・個別相談業務

インターンシップ参加者向けフォローアップ業務

3 委託業務の内容

業務の内容は、次の (1) から (5) に掲げる事項を一体的に行うものとする。

(1) 後継者確保インターンシップ事業説明の時期、内容等の提案及び実施

伝統的工芸品産地企業が後継者確保インターンシップに参加するきっかけとなるよう、他県の成功事例等を踏まえた事業説明を実施する。

- ・後継者確保インターンシップの参加企業募集前までに、県と連携の上実施すること。
- ・説明に係る資料を作成すること。

(2) 後継者確保インターンシップの実施に係る業務一式

ア 後継者確保インターンシップの時期、内容等の提案及び実施

- ・インターンシップは、学生等が参加しやすい時期に実施し、1 泊 2 日以上の日程で行うこと。また、受入企業は 2 社とすること。

- ・参加を希望する企業が2社を超える場合、ヒアリング等を実施し、県と調整の上、選定を行うこと。
 - ・参加者は各受入産地企業につき6名程度とし、参加者数は受入企業と調整のうえ県と協議すること。
 - ・参加者の居住地からツアーの集合・解散場所までの交通費及び宿泊費は参加者の負担とすること。
 - ・集合場所については、遠隔地の者も参加しやすいように工夫すること。また、宿泊場所は受託事業者が準備し、宿泊費は参加者が負担すること。
 - ・インターンシップの内容は、単に説明を受けるだけでなく、ワークショップや作業体験など、参加者が受入企業における業務や伝統的工芸品産業への認識を深められる内容とすること。また、伝統的工芸品産業の現状や求められる人材等を説明し、参加者が就職後に生活することをイメージできるよう工夫すること。
 - ・インターンシップ実施中に、必要に応じて、本県の住環境や魅力等について、参加者に説明する時間を設けること。
 - ・事業を実施するにあたっては、事故等に備え、適切な保険に加入すること。
- イ 参加者の募集及び選定
- ・参加者について、募集、選定を始め、本事業に係る諸調整を行うこと。
 - ・参加者は全国のものづくり・工芸系の学校の学生や卒業生等のうち、伝統的工芸品産業での就業に関心のある者及び技術を習得して職人になりたいと考えている者で、令和7年度又は令和8年度に就業を希望している者を基本とすること。
 - ・参加者の募集については、大学等の就職支援を行う部署等に協力を依頼し、ちらし・ポスター等の作成・送付により学生等に周知を図ること。また、協力を依頼する大学等については、事前に本県と協議すること。
 - ・SNS等を活用するなど、伝統的工芸品産業での就業を希望している学生等に対し、関心を高める工夫を行うなど、効果的なPRを行うこと。
- なお、広報に関する著作物の全ての権利は本県に帰属するものとする。
- ・参加者の選定にあたっては、希望する職種や移住して就職することに対する熱意等について、オンライン等で面談を行った上で、受入企業及び県と協議して選定すること。
- ウ 受入企業に対する個別相談の内容等の提案及び実施
- ・受入企業に係る、インターンシップの実施や後継者確保に向けた雇用支援などについて、適宜相談・提案等を行うこと。
 - ・事前に、受入企業の事業内容、状況、雇用の意向等を十分ヒアリングの上、これらを踏まえた内容でインターンシップ等を実施すること。
 - ・また、インターンシップ実施後でも、受入企業及び参加者のオンライン面談

等を実施するなど、雇用に向けた支援を行うこと。

- ・受入企業の雇用に向けた状況については常に把握するとともに、適宜県に報告すること。

エ 参加者に対するフォローアップの内容等の提案及び実施

- ・参加者に係る、インターンシップの実施について適宜相談に応じること。
- ・参加者の就職の意向状況については常に把握するとともに、就職・移住支援などについて適宜相談に応じること。

オ 管理業務

- ・インターンシップの実施にあたり、その関係者との諸事務手続きが生じた場合は、適切に対応すること。

(3) 連絡調整等業務

- ・各業務が円滑に実施できるよう、県及び受入企業、参加者、関係機関等との連絡調整業務を行うこと。
- ・県との打合せ等を適宜行うこと。また、県が実施状況等に関する報告を求めた場合は、その都度報告すること。

(4) 追加提案業務

- ・本事業をより効果的なものとするため、独自の取組を提案、実施すること。

(5) 報告書の作成

- ・インターンシップに係る事業成果を把握するのに必要な項目（応募者数、参加者数、参加者の情報、内定数、内定者の情報、その他事業成果を把握するのに必要と思われるもの）を記録すること。また、インターンシップに係る事業記録（記録写真の撮影、新聞・メディア等の掲載記事等の収集等）をまとめて報告書を作成し、電子データで提出すること。
- ・文書作成は、ワード、エクセル又はパワーポイントで行うこと。

4 成果物等の提出

(1) 成果物等

ア 事業実施報告書電子データ（ワード、エクセル又はパワーポイント）

イ その他県が指定するもの

(2) 提出先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

5 事業実施上の注意点

- (1) 本事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、適宜、県と連絡調整を行うこと。

- (2) 緊急事態が発生した場合は、総括責任者は県と連携の上、すみやかに解決を図ること。
- (3) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (4) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (5) 本事業の成果物の内容は、受託者の承諾なく、産業振興課その他事業に活用できるものとする。
- (6) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (7) 本事業の全部又は主要な部分を第三者に委託することはできない。
- (8) 経理処理の詳細については、県と調整すること。また、事業終了後の現地検査にあたっては、経理書類の整理をあらかじめ行い、自主点検を実施するなど、効率的な検査の実施に努めること。なお、事業終了前に必要に応じて経理書類の整備について確認することがあるため、支出の都度、経理書類は整理しておくこと。
- (9) 受託事業者は、事業完了後 5 年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (10) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合には協力すること。
- (11) その他、仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。